



安全報告書

運輸安全マネジメントに関する取り組み



令和7年度
八風バス株式会社

1. 輸送の安全に関する方針

○グループ基本理念

三重交通グループは、お客さまの豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献します。

○社訓

無事故は使命

思いやりとプロの自覚

○安全基本方針

1. プロドライバーとして、無事故が社会的使命
2. 輸送の安全確保が、事業経営の根幹
3. 安全輸送に関する、関係法令等の遵守
4. 運輸安全マネジメント体制の、継続的改善等の実施
5. 信頼され選ばれる、八風バスを目指す

2. 社員への周知の方法

1. 事務所(点呼場)及び乗務員休憩室への掲示
2. 乗務員講習会(年4回)の冒頭での復唱
3. 仕業点呼及び終業点呼時の復唱

3. 取り組み事項

1. 事業活動に於いては、お客さまの安全確保を第一に考えます。
2. 安全確保のため、日ごろから危険因子の排除に努め、安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA）を確実に実施します。
3. 安全に関する教育、研修、訓練等を適時適切に実施します。
4. 常に安全意識を高く持ち、社会の変化に対応しつつ確固とした体制を目指し、法令遵守を徹底します。
5. 事故、災害が発生した場合には、お客さまの救護を最優先に行い、他の機関と連携を密にし、被害の拡大防止、早期復旧を図るとともに輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

4. 輸送の安全に関する具体的な目標

1. 重大事故 ゼロ を目指します。
2. 三事故(自らの注意で防げる追突・車内・扉挟撃) ゼロ を目指します。
3. 労働災害事故(特に通勤途上での交通事故)ゼロ を目指します。

5. 令和6年度の取り組み総括（令和6年4月から令和7年3月末まで）

(1) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

目 標①……重大事故(自動車事故報告規則第2条に規定する事故)絶無を目指しました。

結 果……0件 目標を達成しました。

目 標②……三事故(自らの注意で防げる追突・車内・扉挟撃)絶無を目指しました。

結 果……1件 目標を達成できませんでした。

目 標③……有責(人身又は相手に損害を与えた物損事故)前年度惹起1件未満を目指しました。

結 果……1件 目標を達成できませんでした。

目 標④……労働災害事故(特に出勤途上での交通事故)絶無を目指しました。

結 果……1件 目標を達成できませんでした。

(2) 事故発生件数の内訳（当社規定による相手方に損害を与えた事故）

有責（人身）1件 ※運輸支局報告事案はなし

有責（物損）0件 ※運輸支局報告事案はなし

本年度有責事故合計件（乗合：人身1件・物損0件、貸切：人身0件・物損0件）

前年度有責事故合計件（乗合：人身0件・物損1件・貸切：人身0件・物損2件）

(3) 事故の分析

①追突事故 ……0件

②車内事故 ……1件

③扉挟撃事故…0件

④交差点事故…0件

⑤定置物接触…0件

(4) 事故防止に取り組んだ事項

①事故防止に向けた会議または研修・セミナーへ出席しました。

＜安全統括管理者＞

【定例】…三重交通グループ事故防止対策委員会：年5回（5月、7月、9月、12月、3月に開催）

※委員長は、三重交通㈱安全統括管理者

【その他】三重県バス協会主催 事故防止委員会：年4回

＜運行係長及び運行主任＞

【定例】…三重交通グループ統括運行管理者会議：年5回（5月、7月、9月、12月、3月に開催）

※事故防止対策委員会にて決定した取り組み事項及び緊急性のある事項については、当該会議をもって決議され各事業所の全職員へ周知を図り具体的な取り組みを策定しました。

【その他】統括運行管理者研修（三重交通主催）、運行主任研修（三重交通主催）

事故防止委員会



月次事故防止会議



統括運行管理者研修



運行管理者研修



<運転士>

【定例】…年4回（7月, 9月, 12月, 3月に開催）乗務員講習会

※上記会議での決議事項の周知を図るとともに、「安全輸送とサービス向上運動」期間中の事故絶無及び上質な接遇に取り組みました。

【その他】バス運転士初任研修（入社後の初期研修）

新人1年未満（配属後6ヶ月）フォローアップ研修（三重交通）

貸切バス運転士研修（貸切バスに乗務する運転士を対象とするフォローアップ研修（三重交通）

②安全啓蒙運動を実施しました。

年間4回（春・夏・秋・年末年始）「安全輸送とサービス向上運動」を展開し、事故防止及びクレーム防止に取り組みました。

③②の期間前に、安全統括管理者及び運行管理者による安全講習会を全乗務員対象に実施しました。また早急な取り組みを要する事象が発生した場合には、緊急乗務員講習会を実施しました。

代表取締役による職場巡視



乗務員講習会



④会社トップによる職場巡視の実施

代表取締役による月例の職場巡視を行い、取り組み状況の確認と現場管理者との意見交換を行い、同時に乗務員との懇談会を実施し、意思の疎通と安全意識の向上を図りました。また創業記念日である3月7日には社員表彰式を挙行し代表取締役より表彰状を授与し功績を称えました。

社員表彰式



⑤運行管理者会議の実施（安全衛生に関する協議を含む）

- ・毎月1回、安全統括管理者である常務取締役運行部長をリーダーとして、全運行管理者が出席し、運行会議を実施しました。各乗務員の職務態度または日常生活等まで詳細に情報共有を図り、事故防止に取り組みました。
- ・事故・事案が発生した際には、緊急の運行会議を開催し、事故原因の究明と再発防止策の策定を講じました。
- ・当会議では、勤務計画会議を併設しており、三重交通㈱貸切受注会議に於いて協議された翌月以降を中心とした受注状況を基に、改善基準を遵守すべく勤務計画を策定しました。

⑥内部監査の実施による法令遵守に対する意識の向上

- ・毎年、三重交通グループホールディングス㈱内部統制室及び三重交通㈱監査部による内部監査で、遵守状況の確認と改善指導を受けています。
- ・年4回、三重交通㈱運転保安部による、運行管理業務の定期点検にて、遵守状況の確認と改善指導を受けています。
- ・乗務員講習会に於いて、特に道路交通法、道路運送法、旅客自動車事業運輸規則を中心に事象に合せて説明し認識度合の確認を行っています。
- ・全職員の運転記録証明書を取得し、事故及び違反の有無並びに免許証の有効期限の確認を行い、交通事業に携わる者としての安全意識の向上を図りました。

⑦運転適性診断の実施とフィードバック

独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断(3 年毎の定期診断及び事故惹起者を対象とする特別診断、また 65 歳以上の高齢運転者を対象とする適齢診断は社内基準を 1 年短縮し 2 年毎としており、高齢運転者に対する事故防止を強化)を対象者全員に受診させ、結果を個人へフィードバックし、運転に対する個々の深層心理についてカウンセリングを実施し、安全運転に対する意識の向上を図りました。

⑧定期健康診断の全員受診と有所見者への追跡指導の実施

年 2 回実施する定期健康診断を全乗務員に受診させ、診断結果については医療機関での所見を参考に要再検査等の所見があった者に対しては、遅滞なく医師の診察を受けるよう指示し、その結果をもとに、個人の健康状態の把握と追跡指導を行うことにより、健康に起因する事故防止に努めました。

⑨満 60 歳以上の高齢運転者への脳健診及び眼底・眼圧、血液、尿中アルブミン、心臓超音波検査の実施

今後は更に運転士の高齢化が予測され、健康管理及び健康起因による事故の防止策が必要と考えられることから、対象となる 3 名を受診させ異常のないことを確認するとともに、今後に於いても追跡指導を継続し健康状態の把握に努めました。

⑩シーパップ使用者及び無呼吸症候群パルスオキシメーターによるスクリーニング検査にて、D 判定者のシーパップ使用状況及び追跡指導を実施しました。

⑪覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に関する講習を実施するとともに、全職員に対しての尿中薬物検査を実施し、全受診者の陰性を確認しました。

⑫緊急事態発生時等の対応マニュアルの周知及び実地訓練の実施

年 4 回の定期乗務員講習会に於いて緊急事態発生時等の対応マニュアルの再周知を行いました。また各マニュアルについては、必要に応じて更新するとともに、全車両の運転席付近へ備え付けています。



⑬運行管理者による街頭指導・添乗指導の実施

- ・添乗指導を積極的に実施し、日々の安全運転に対する取り組み状況を見極め、改善が必要と判断した乗務員に対して、リアルタイムに指導し安全意識の高揚を図りました。
- ・ターミナル内での安全走行や終着での車内点検を徹底し、街頭立会にて実施状況を確認しました。

ドライブレコーダーによる指導



安全統括管理者による立会



(5) 労働環境の改善を含んだ輸送の安全に関する投資金額

- | | |
|---------------------------------------|--------|
| ①自動車保険の更新 | 62 万円 |
| ②バス運転士専門の就職・転職求人サイトへの掲載及びイベント出展 | 248 万円 |
| ③大型二種免許取得費用 | 110 万円 |
| ④運転記録証明の取得 | 2 万円 |
| ⑤睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査費用 | 2 万円 |
| ⑥高齢運転者への脳健診及び眼底・眼圧、血液・尿中アルプミン、心臓超音波検査 | 2 万円 |
| ⑦違法薬物（尿中薬物）検査費用 | 5 万円 |
| ⑧乗合車両のバックカメラ及びモニターの更新 | 23 万円 |
| ⑨非常用発電機の購入 | 15 万円 |
| ⑩非常用食料備蓄品 7 年保存 3 日分セット×20 セット | 9 万円 |

合計 478 万円

(6) 行政処分の公表

令和 6 年度、弊社は運輸局より行政処分を受けておりません。

以上

令和7年度の取り組みについて（令和7年4月から令和8年3月末）

令和7年3月19日、本社会議室に於いて安全マネジメント会議の結果を基に、社内会議を開催し、経営トップである代表取締役をリーダーとして、安全統括管理者の常務取締役運行部長・監査担当の常務取締役総務部長・総務課長・運行係長・運行主任により「令和6年度 八風バス運輸安全マネジメントに関する取り組み」結果を総括・分析し、更なる安全性の向上を目指して「令和7年度 八風バス運輸安全マネジメントに関する取り組み」を決定しました。

1. 輸送の安全に関する方針

○グループ基本理念

三重交通グループは、お客さまの豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献します。

○社訓

無事故は使命

思いやりとプロの自覚

○安全基本方針

1. プロドライバーとして、無事故が社会的使命
2. 輸送の安全確保が、事業経営の根幹
3. 安全輸送に関する、関係法令等の遵守
4. 運輸安全マネジメント体制の、継続的改善等の実施
5. 信頼され選ばれる、八風バスを目指す

2. 社員への周知の方法

1. 事務所(点呼場)及び乗務員休憩室への掲示
2. 乗務員講習会(年4回)の冒頭での復唱
3. 仕業点呼及び終業点呼時の復唱

3. 取り組み事項

1. 事業活動に於いては、お客さまの安全確保を第一に考えます。
2. 安全確保のため、日ごろから危険因子の排除に努め、安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA）を確実に実施します。
3. 安全に関する教育、研修、訓練等を適時適切に実施します。
4. 常に安全意識を高く持ち、社会の変化に対応しつつ確固とした体制を目指し、法令遵守を徹底します。
5. 事故、災害が発生した場合には、お客さまの救護を最優先に行い、他の機関と連携を密にし、被害の拡大防止、早期復旧を図るとともに輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

4. 輸送の安全に関する具体的な目標

1. 重大事故 ゼロ を目指します。
2. 三事故(自らの注意で防げる追突・車内・扉挟撃) ゼロ を目指します。
3. 前年度に発生した有責事故件数(乗合1件・貸切0件)から削減します。
4. 労働災害事故(特に通勤途上での交通事故)の ゼロ を目指します。

5. 輸送の安全に関する重点施策

1. 安全基本方針の更なる浸透
 - ・ 管理者と乗務員相互のコミュニケーションの強化
 - ・ 取り組み目標の更なる浸透と取り組み強化
 - ・ 法令遵守に向けた取り組み強化
 - ・ 公共交通に従事する者としての自覚の促進
 - ・ 目標に対する経過の定期的な公表
2. 運行管理体制の更なる強化
 - ・ 三重交通グループの事故防止会議(安全マネジメントに関する会議体)への参加
 - ・ 三重交通グループ内での事故事案の情報提供及び共有化
 - ・ 月例事故防止会議の充実
 - ・ 運行管理者の内部及び外部での研修またはセミナーへの参加
 - ・ 事故分析データ及び指導ツールを活用した詳細な事故事案の分析と再発防止策の共有化
 - ・ リスク管理体制の強化
 - ・ 緊急時の対応マニュアルの随時見直しと訓練の実施
 - ・ 運行管理者教育の充実
3. 乗務員教育の充実
 - ・ 緊張感のある厳正な点呼執行
 - ・ 管理者による添乗指導の強化
 - ・ ドライブレコーダー等を活用したヒヤリ・ハット情報の共有化
 - ・ 個人特性に着目した指導・教育の強化
 - ・ 特別な指導を要する運転士(事故惹起者、高齢者、初任運転者)へのフォローアップ指導
 - ・ 教育の強化
 - ・ 健康有所見者への継続的指導・教育
 - ・ 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・教育
 - ・ 適性診断結果を活用した継続的指導・教育
 - ・ 緊急時の初期対応手順の把握と訓練への参加
 - ・ 新型コロナウイルスを含む感染症予防についての指導・教育
 - ・ 公共交通機関従事者としての全てにおける法令遵守の徹底

6. 輸送の安全に関する計画

1. 安全啓発運動の実施

・年4回の「安全輸送とサービス向上運動」の実施

- ① 春の「安全輸送とサービス向上運動」…………… 令和7年 4月 2日～ 5月 6日
- ② 夏の「安全輸送とサービス向上運動」…………… 令和7年 7月 21日～ 8月 20日
- ③ 秋の「安全輸送とサービス向上運動」…………… 令和7年 10月 6日～11月 5日
- ④ 年末年始の「安全輸送とサービス向上運動」・令和7年 12月 21日～令和8年 1月 20日

2. 経営トップによる職場巡回の実施

代表取締役による職場巡回を行い、取り組み状況の確認と現場管理者及び乗務員との意見交換を行い、意思の疎通と安全方針の更なる浸透と安全意識の向上を図ります。

3. 教育訓練の実施

(1) 運行管理者への研修

- ① 統括運行管理者研修及び運行主任研修（三重交通グループ合同）
- ② 初任運行管理者及び運行管理補助者研修（三重交通グループ合同）
- ③ 運輸安全マネジメント研修（三重交通グループ合同）
- ④ 運輸安全マネジメント ガイドラインセミナー（国土交通省）
内部監査セミナー（国土交通省）
リスク管理セミナー（国土交通省）

(2) 乗務員への研修

- ① 運転士のフォローアップ研修（三重交通グループ合同）
 - ・ 運転経験6ヶ月経過を目途に運転技能及び接客状況について再確認をする。
- ② 運転士キャリアアップ研修（自社研修、対象者により三重交通グループ合同）
 - ・ 貸切バス、冬山スキーバスに乗務しようとする者に向けた初任研修の実施
- ③ 事故・苦情惹起者の再研修（三重交通グループ合同）
 - ・ 重大な過失がある事故及び苦情を惹起した者を対象
- ④ その他安全運転研修
 - ・ 社外施設を利用した実技実習
- ⑤ 新規採用後の運転士養成研修（三重交通グループ合同）
 - ・ 三重交通 研修所にて、バス運転士に必要な「心構え」「運転技量」の習得を図ります。
- ⑥ 高齢運転士への事故防止対策（自動車事故対策機構）
 - ・ 適齢診断を規定の3年毎の受診から、2年毎の受診として安全管理を充実します。
 - ・ 高齢運転士（60歳以上を対象）への脳健診及び眼底・眼圧、血液、尿中アルブミン、心臓超音波検査・を実施します。
- ⑦ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）の対策
 - ・ 全乗務員及び運行管理者を対象にパルスオキシメーター検査を2年毎に実施します。
 - ・ スクリーニング検査D判定者（C判定者は任意）の追跡指導を徹底します。

⑧緊急時（大規模地震・津波・バスジャック・テロ等）の対応訓練の実施

- ・万一の事態を想定した訓練により冷静且つ迅速な対応が出来るよう万全を期します。
- ・事業継続計画（BCP）の活用

4. 輸送の安全に関する投資予算

(1)安全に関する投資予定

- ①自動車保険の更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80 万円
- ②バス運転士専門の就職・転職求人サイトへの掲載及びイベント出展・・・・・・ 286 万円
- ③大型二種免許取得費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110 万円
- ③運転記録証明の取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 万円
- ④高齢運転者への脳健診及び眼底・眼圧、血液、尿中、心臓超音波検査・・・・ 8 万円
- ⑤睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 万円
- ⑥高齢運転者への脳健診及び眼底・眼圧、尿中アルブミン、心臓超音波検査・・・・ 2 万円
- ⑦違法薬物（尿中薬物）検査費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 万円

合計 430 万円

5. 輸送の安全に関する監査並びに業務点検の実施

輸送の安全に関する取り組みを確認するとともに、更なる改善に向けて取り組みます。

- (1) 常務取締役総務部長による内部監査の実施・・・・2025 年 9 月～12 月予定
- (2) 三重交通 GHD 監査室による業務監査の実施・・・・2026 年 1 月～ 2 月予定
- (3) 三重交通運転保安部による運行管理業務点検・・・・2025 年 6、9、12 月、2026 年 3 月予定

6. 安全統括管理者及び安全管理規定

- ・安全統括管理者・・・・・・・・常務取締役運行部長 岡本 純一
- ・安全管理規程・・・・・・・・令和 3 年 6 月に改正

7. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- (1) 輸送の安全に関する組織図・・・・・・・・・・・・・・別紙 1
- (2) 事故・事件・災害発生時の報告系統図・・・・・・・・別紙 2

以上

